

協議第 4 号

「新町のまちづくりの将来像」及び「新町のまちづくりの方向性」 の策定について

合併特例法により作成することとされている「市町村建設計画」は、新町の将来構想と将来計画を策定するものであり、その前段として「新町のまちづくりの将来像」及びそれに基づく「新町のまちづくりの方向性」（以下「新町の将来像と方向性」という。）を定めるというのが先進事例における一般的な作成手順となっている。

これらの本格的な作業は、法定合併協議会において策定されるものであるが、任意合併協議会においては、法定合併協議会へ移行することの是非を判断する材料の一つとして、現段階で想定される「新町の将来像と方向性」を示すことが求められている。

前回の協議会で決定された事業計画においては、「新町のまちづくりの将来像」と「新町のまちづくりの方向性」を分けて提案することとなっていたが、これらは密接な関係にあることと、互いの連動性を明確に示すためにも、同時に提案することが必要であると考えられる。

したがって、今回はこれらを作成するにあたっての基本視点を下記のとおり確認し、次回同時提案することとしたい。

1 任意合併協議会における「新町の将来像と方向性」の策定にあたって

(1) 「新町の将来像と方向性」作成の基本視点

ア 今回作成する「新町の将来像と方向性」は、住民が法定合併協議会へ移行することの是非を判断する提供資料とする。

イ 「新町の将来像と方向性」を作成するにあたっては、3町村の「総合計画」にうたっている基本項目を参考とするとともに、合併後も生かしたい特色あるまちづくりを盛り込むものとする。

また、現段階において想定される合併後の新たな自治体となった場合の利点を生かしたまちづくりをできる限り描くものとする。

ウ 作成する内容には、市町村建設計画において策定が義務付けられている道が計画する事業や公共的施設の統合整備に関する事項等は盛り込まないとともに、合併後の財政計画（シミュレーション）とは直接連動しないものとする。

エ まちづくりの基本目標（メインテーマ）については、現段階では共通認識をとることは難しいため、法定合併協議会へ委ねるものとする。